

消費生活セミナーを開催します

参加
無料

18歳から成人に！～若者への消費者教育を考える～

日 時	平成30年7月31日（火） 午後1時30分から午後3時50分まで
場 所	宮城県行政庁舎2階講堂（地下鉄南北線 勾当台公園駅より徒歩3分）
プログラム	I 基調講演 「成年年齢引き下げ～若者とその関係者への影響と備え～」 講師 青山学院大学 法務研究科 教授 河上 正二 氏 II パネルディスカッション コーディネータ 青山学院大学 法務研究科 教授 河上 正二 氏 パネリスト 仙台弁護士会 弁護士 大泉 力也 氏 宮城県松山高等学校 校長 徳能 順子 氏 宮城県宮城広瀬高等学校 教諭 佐藤 静江 氏 （平成27・28年度金融広報委員会金融教育研究校）
定 員	200名 ※事前にお申し込みください。定員に達し次第締め切ります。
申込方法	電子メール又はFAXにて、下記申込先へお送りください。 「消費生活セミナー申込み」と記入し、 本文に（1）氏名（2）所属（3）連絡先電話番号を記入し送信してください。
申込先 ・ 問 合 せ	宮城県環境生活部消費生活・文化課 相談啓発班 TEL：022（211）2524 FAX：022（211）2959 電子メール：syoubuns@pref.miyagi.lg.jp

★消費生活相談窓口★

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

仙台市青葉区本町3丁目8番1号（県庁1階）

相談時間 月～金 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く）

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/syohiseikatsu-center-index.html>

【仙南圏】 大河原地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0224-52-5700 相談時間 月～金 9時～16時	【大崎圏】 北部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0229-22-5700 相談時間 月～金 9時～16時	【栗原圏】 北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター ☎0228-23-5700 相談時間 月～金 9時～16時
【石巻圏】 東部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0225-93-5700 相談時間 月～金 9時～16時	【登米圏】 東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター ☎0220-22-5700 相談時間 月～金 9時～16時	【気仙沼・本吉圏】 気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0226-22-7000 相談時間 月～金 9時～16時

◎各市町村にも消費生活相談窓口があります。（詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください）

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆不安をあおり契約させるリフォーム工事の点検商法
- ◆創刊100号記念！クイズで学ぶ消費者力
- ◆消費生活セミナーを開催します



不安をあおり契約させるリフォーム工事の点検商法

住宅リフォーム工事等の勧誘が目的ということをつけず無料点検を持ち掛け、不安をあおって契約をせかすという「点検商法」のトラブルが後を絶ちません。高齢者は特に注意が必要です。家族や周囲の人は高齢者の様子に気を配りましょう。

【事例】

「近くで屋根工事をしていたら、お宅の瓦が傷んでいるように見えたので点検したい。」と業者が訪問してきた。点検した後、業者から撮影した瓦の映像を見せられ、「かなりひどい。このままでは雨漏りするかもしれない。すぐに工事をしたほうがいい。」と言われた。迷っていると、「たまたま今日この地域に来ているので今でないと契約出来ない。」とせかさされ、約40万円の契約をしてしまった。不安になって、やめたいと連絡したが、「もうキャンセルは出来ない。」と怒鳴られた。



★アドバイス★

- 「点検させてほしい」と訪問してくる業者には対応しないようにしましょう。
- 点検を依頼した場合でも、結果をうのみにしないで、冷静に受け止めることが大切です。別の専門家等に確認して、複数の見積りを取るなど、決してその場で契約しないようにしましょう。
- 法定の契約書面を受け取ってから8日以内である等の場合はクーリング・オフを行うことができます。
- 困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。



「188 (いやや!)」泣き寝入り 消費者ホットライン

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
1人で悩まず相談しましょう!



創刊100号記念！クイズで学ぶ消費者力



©宮城県・旭プロダクション

「みやぎの消費生活情報」は、今号で創刊100号となりました！過去に掲載した記事をもとに、消費者トラブルや特殊詐欺にまつわるクイズを作成しました。クイズに挑戦し、皆さんの「消費者力」を試してみましょ！

正解だと思う選択肢に○を付けてね。正解は次のページでチェック！

＜第1問＞ 契約の成立

口約束だけで、契約は〔 A 成立しない。 B 成立する。 〕

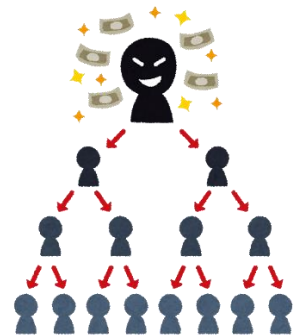


＜第2問＞ 通信販売

テレビショッピングで買った商品が気に入らない。
クーリング・オフ〔 A できる。 B できない。 〕

＜第3問＞ マルチ商法（ネットワークビジネス）

10日前、高校時代の同級生から連絡があり、「3人紹介すれば儲かる」というビジネスを紹介された。断り切れず契約をしてしまったが、クーリング・オフ〔 A できる。 B できない。 〕

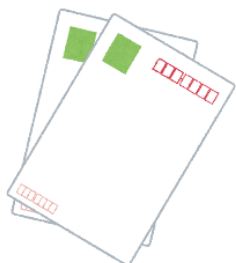


＜第4問＞ 訪問購入

5日前に訪問買い取り業者に指輪を売ったが、やはり返してほしい。
クーリング・オフ〔 A できる。 B できない。 〕

＜第5問＞ 送り付け商法

注文した覚えがない健康食品が代金引換で届いた。
〔 A とりあえず受け取り、代金を支払う。 B 受取拒否をする。 〕



＜第6問＞ 架空請求

「消費料金が未納。連絡しないと法的措置をとる」というハガキが届いたが、身に覚えがない。ハガキに記載された連絡先へ電話〔 A しなければいけない。 B してはいけない。 〕

【前ページの答え】



第1問 正解は B 口約束でも契約は成立します

お互いの合意があれば契約書を書かなくても契約は成立します。
(電話や口頭でも成立します。)

ただし、保証契約など契約書がないと成立しないと法律で定めている契約もあります。

【参考】みやぎの消費生活情報 第88号(2017年9月号)

第2問 正解は B 通信販売はクーリング・オフできません

テレビショッピングは通信販売にあたるため、クーリング・オフ制度が適用されません。購入前に返品の確認をしましょう。

【参考】みやぎの消費生活情報 第92号(2017年11月号)



第3問 正解は A マルチ商法(ネットワークビジネス)は

クーリング・オフできます

マルチ商法の場合、契約書面を受け取った日、もしくは商品の引渡日のどちらか遅い日を含め20日以内であれば、クーリング・オフすることができます。

【参考】みやぎの消費生活情報 第97号(2018年4月号)

第4問 正解は A 訪問購入はクーリング・オフできます

法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間以内であれば、クーリング・オフができます。この期間内は購入業者に物品を引き渡さないこともできます。

【参考】みやぎの消費生活情報 第92号(2017年11月号)



お断りします

第5問 正解は B 注文した覚えのない商品が届いたら、受取拒否しましょう

申し込んだ覚えもなく、必要のない商品の勧誘はきっぱりと断りましょう。了承していないにもかかわらず、一方的に商品を送り付けられた場合は、支払の義務はありません。届いた商品を安易に受け取らないようにしましょう。

【参考】みやぎの消費生活情報 第86号(2017年5月号)

第6問 正解は B 身に覚えのない請求は無視しましょう

ハガキに記載された連絡先に電話をすると、個人情報をお教えることになり、いわれのない請求を受けます。

【参考】みやぎの消費生活情報 第99号(2018年6月号)



©宮城県・旭プロダクション

不安なことがあったり、トラブルに巻き込まれてしまったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう！

宮城県消費生活センターのホームページから、本情報誌のバックナンバーをご覧ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>

